

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年8月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：トンガ国国内輸送船用埠頭改善計画フォローアップ協力（調査）（一般競争入札（総合評価落札方式一ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型）】

業務名称：トンガ国国内輸送船用埠頭改善計画フォローアップ協力（調査）（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

調達管理番号：26a00557

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 8 月 26 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：トンガ国国内輸送船用埠頭改善計画フォローアップ協力（調査）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定

本契約については、部分払いを想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

無償資金協力部 業務第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 9 月 1 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 9 月 2 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 9 月 7 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 9 月 11 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 10 月 2 日 10 時 30 分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日から翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/etyU5RMrXx>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期

間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙2「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）×0.7＋（価格評価点）×0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙1の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条. 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という)が契約相手方(コンサルタント)との業務実施契約により実施する「国内輸送船用埠頭改善計画フォローアップ協力(調査)」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条. 事業の背景

トンガ王国(以下「トンガ」という。)は、大小 170 余の島々から構成され、トンガタブ、ハアパイ、ババウ、ニウアスの 4 つの主要諸島からなる島嶼国である。首都に位置するヌクアロファ港は、主に国際貨物船および大型国内輸送船が使用するクイーン・サロテ埠頭、国際旅客船が使用するブナ埠頭、小型国内輸送船が使用するファウア埠頭から構成される。島嶼間輸送の中核を担う国内輸送船(2008 年度無償資金協力により調達された船舶等)は、ファウア埠頭が大型船舶に対応していなかったことから、クイーン・サロテ埠頭に接岸していたが、同埠頭ではコンテナヤード内で旅客の乗降が行われており、貨物荷役作業と旅客動線が錯綜し安全性への懸念があった。また、同一ヤード内で国際貨物および国内貨物の異なる手続きが行われることにより、荷役効率も低い状況であった。

かかる背景の下、本邦無償資金協力「国内輸送船用埠頭改善計画」(以下、「原協力」という)により旅客ターミナルビル及び国内輸送船用埠頭が整備され、島嶼間輸送の安全性及び効率性の向上に寄与してきた。

- ・実施年度:2015 年度(E/N 締結)～2018 年度(完工)
- ・対象案件名:トンガ王国「国内輸送船用埠頭改善計画」
- ・E/N 署名:2015 年
- ・完工:2018 年

・計画の主な内容:本事業では、旅客ターミナルビルの建設及び国内輸送船用埠頭の整備が行われた。事後評価においては、旅客数及び船舶離接岸回数が目標に達するとともに、貨客分離による安全性向上、荷役効率向上等の効果が確認されている。さらに、近年では国内航路の航海回数、旅客数、貨物取扱量がいずれも大幅に増加しており、本事業は島嶼間輸送の改善に寄与している。

しかしながら、2022 年の津波及び 2024 年の地震等の外的要因により、旅客ターミナルビルの軒天井、内部天井等に損傷が発生し、現在でも軒天井の木製ルーバーの脱落

や鉄部腐食の進行等により、利用者の安全性に懸念が生じている状況にある。

トンガ港湾公社(Ports Authority Tonga: PAT)は自助努力により応急的対応を実施しているものの、損傷原因の特定及び抜本的対策の検討は技術的・財政的制約により困難な状況と考えられる。このため、本フォローアップ協力では、当該施設の全面的な損傷を把握するための詳細調査及びその損傷の原因分析を行い、損傷部位の補修・補強並びに適切な維持管理方法について検討する。検討にあたっては、実施機関である PAT による実施を基本とし、現地で調達可能な資機材及び施工方法を優先的に活用した対策工事案を策定するものとする。なお、現地での対応が技術的又は調達上著しく困難な場合には、日本での調達その他の代替手段についても検討するものとする。

第 3 条. 事業の概要

(1) フォローアップ協力業務の概要

旅客ターミナルビルの軒天井の損傷部の調査及び対策工事の検討

(2) プロジェクト・サイト

トンガタブ島 ヌクアロファ港

(3) 関係官庁・機関:

主管官庁: 社会インフラ省 (Ministry of Infrastructure)

実施機関: トンガ港湾公社 (Ports Authority Tonga: PAT)

本業務では、対象施設の現状を確認した上で、損傷の原因を分析し、対策として適切なフォローアップ協力本体計画を立案する。

第 4 条. 業務の目的

本業務は、原協力により整備された施設について、現地調査を通じて旅客ターミナルビルの軒天井に発生している損傷・劣化の状況を把握するとともに、その原因(地震・津波等の外的要因や塩害等を含む)を分析し、当該損傷に対する適切な補修・改修方法を検討することを目的とする。

また、上記検討結果に基づき、対策工事の内容、施工方法及び実施体制の考え方を整理し、実施の妥当性を明らかにする。

第 5 条. 業務の範囲

本業務は、原協力により整備された施設のうち、旅客ターミナルビルの内外軒天井部を対象として実施するものである。

事前の調査では損傷個所として、内外軒天井、内部床タイル、外部ゲート、内部壁および内部階段に補修の必要性が認められたものの、内部床タイル、外部ゲート、内部壁および内部階段の損傷に関しては PAT の自助努力で修繕対応可能と考えられるため、内外軒天井部のみを対象として調査を行う事とする。

具体的には、当該部位に発生している損傷・劣化状況の確認及びその原因分析を行った上で、必要な補修・改修等の対策の計画策定を行う。計画策定にあたっては、PAT が主体的に実施可能な工法、維持管理体制及び現地調達可能な資機材の活用を基本方針とする。なお、本業務は上記計画策定までを対象とし、フォローアップ協力本体工事の実施

(施工監理を含む)は本業務の対象外とする。また、軒天井部以外の損傷については、本業務の対象外とする。

第 6 条. 業務の方針及び留意事項

(1)想定されるフォローアップ協力の範囲

本業務の対象は旅客ターミナルビルの軒天井部に限定されることから、調査対象範囲を基本的に逸脱しないよう留意する。

(2)調査対象の限定

本業務は、旅客ターミナルビルの軒天井部に発生している損傷の確認及び原因分析を目的として実施するものであり、当該部位に関連する構造部材及び付属部材を対象とする。軒天井部以外の軽微な損傷については、基本的に本業務の対象外とする。

(3)協力効果の持続性

実施機関である PAT の維持管理体制(人員配置、予算措置等)を確認し、実施可能な維持管理方法を前提とした対策工法を検討する。

(4)自然条件への配慮

対象施設は海岸部に位置し、地震、津波、塩害等の影響を受けやすい環境にあることから、これら外的要因を踏まえた劣化原因の分析及び対策工法の検討を行うこととする。

加えて対象施設の設計コンセプトとして外気を取り入れた空調設計であるため、これに配慮した形の修繕内容が望ましいと考える。

(5)工程計画への配慮

対策工事計画の検討にあたっては、港湾施設としての利用状況及び気象条件(サイクロンシーズン等)を考慮し、施設利用への影響を最小限とするよう留意する。

(6)対策工事の位置づけ

本業務で策定する対策工事計画は、現地調査結果をまとめ、かつその調査結果に基づき対策工事の概要、計画、概略事業費及び実施方法等を整理するものであり、実施の可否及び実施主体・体制(トンガ側もしくは他ドナー)については本業務の結果を踏まえて検討されるものである。

(7)実施機関による対応を基本とした計画策定

対策工事計画の検討にあたっては、実施機関である PAT による実施を前提とし、同機関の技術力、維持管理能力及び予算制約を踏まえた現実的かつ持続可能な内容とする。また、使用する資機材及び補修材料については、現地で調達可能なものを優先的に採用することとし、現地調達が困難な場合に限り、日本調達又は第三国調達の適用可能性について検討する。

(8)持続的な維持管理の重視

対策工事の検討にあたっては、単なる原状回復ではなく、再発防止の観点から補修方法、補強方法及び将来的な維持管理方法を一体的に検討すること。特に、点検頻度、点検項目、補修時期の目安及び必要な維持管理体制について整理し、PATが継続的に実施可能な維持管理計画を提案するものとする。

(9)相手国との合意形成

調査結果及び提案内容については、調査前及び調査後には事前にトンガ支所及び無償資金協力部とその内容(調査概要及び調査計画、調査結果及び対策工事の方針等)をすり合わせたうえで実施機関と十分に協議し、実現可能かつ持続可能な内容となるよう合意形成を図ること。

第7条. 業務の内容

上記「6. 業務の方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

フォローアップ調査

(1)事前準備

(ア)関連資料(設計図書、施工記録、既往調査報告書等)の収集・分析を行い、対象施設の損傷に係る基本情報を整理する。

(イ)上記を踏まえ、現地調査項目及び調査方法、調査箇所を整理し、点検・診断の実施計画および仮設工事計画を含むフォローアップ協力調査計画を策定する。点検・診断の実施計画には、施設の損傷状況や健全性を適切に評価できるような点検項目、点検手法、必要な資機材および高所作業を伴うため、作業員の安全確保の観点から適切な安全対策(足場設置、安全帯の使用等)を含めること。³

(ウ)現地における調査に必要な人員及び仮設設備の手配を行う。

(2)現地調査

以下を対象として現地調査を実施する。

(ア)現地情報集及び実施機関との協議

- a. 先方政府へのインセプションレポートの説明・協議
- b. 施工計画に係る情報の収集
- c. 調達計画に係る情報の収集
- d. 施設の運営・維持管理体制と課題の確認
- e. JICAトンガ支所への報告・協議

(イ)自然条件調査⁴

対象施設・設備が周囲の自然から受ける影響を適切に評価したうえで、必要な補修・補強内容、維持管理方法について検討するため、自然条件について調査を行うこと

³ 点検・診断の実施に当たり、対象施設の特性を踏まえた点検手法、使用機器・資機材の選定理由、効率的な調査工程、及び安全管理体制及び作業手順について具体的に提案すること。

⁴ 風向・風速、降雨量等の自然条件について、調査手法、データの取得方法及びそのデータ信頼性の確保策、及び本業務への活用方法を含めて提案すること。

(ウ)ターミナルビル内部天井及び外部軒天井の調査(全面)

- a. 天井の木製ルーバー、吊り材、鉄骨部材の劣化・損傷状況の確認
- b. 天井内部の断熱材、ワイヤーメッシュ、シート等の劣化状況の確認
- c. 上記に関連する構造部材の腐食及び劣化状況の確認

(エ)調査結果のまとめ及び原因分析

- a. 軒天井部の損傷について、以下に示す観点を含め、多角的に原因分析を行う。
 - 地震及び津波の影響
 - 海風及び塩害による腐食
 - 構造及び維持管理状況
- b. 調査結果のまとめ

(オ)対策工事の計画立案の検討

(カ)実施機関及びトンガ支所への説明

(3)対策工事計画の策定

現地調査結果を踏まえ、以下を含む計画を策定する。

なお、本業務は対策工事の計画策定までを対象とし、入札図書の作成及び施工監理は本業務の対象外とする。

- a. 修繕方針の検討
 - ・損傷原因を踏まえた補修方法の検討
 - ・耐久性向上のための補強方法の検討
 - ・PAT による実施可能性の検討
 - ・現地調達資機材の適用可能性の検討
 - ・現地対応が困難な場合の代替案(日本調達等)の検討
- b. 設計方針及び基本計画(概略設計図の作成を含む)
- c. 施工方法及び工程計画
- d. 資機材調達計画
- e. 維持管理計画
 - ・日常点検及び定期点検方法
 - ・補修及び予防保全の実施方法
 - ・必要な人員及び技術レベル
 - ・維持管理コストの概算
 - ・PAT による継続的な維持管理体制の提案
- f. 対策工事の概略事業費及び積算内訳の算定

なお現時点では、詳細な施設の不具合、施設復旧対策の内容が確定していない。本調査において、不具合(損傷箇所)の特定及び原因分析を行い、必要な補修・補強内容、維持管理方法並びに概略事業費を検討する。その上で、実施機関が保有する技術力、実施体制及び予算の範囲内で対応可能な事項を明らかにし、実施機関による対応を基本とした対策案を検討する。さらに、実施機関による対応が技術的又は財政的に困難な範囲について、フォローアップ協力による支援の要否を検討する。

(4) 報告書の作成

(ア) 中間成果品として以下の報告書を作成・提出する

- a. インセプションレポート
- b. 調査結果報告書
- c. 補修計画(案)
- d. 概略事業費積算内訳書
- e. 最終調査報告書(案)

(イ) 最終成果品として以下の報告書を作成・提出する

上記調査計画及び調査報告、検討結果を取りまとめ、最終調査報告書を作成する。

第 8 条. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通りとする。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
インセプションレポート	現地調査前	英語	電子データ	
調査結果報告書	トンガ側実施機関への説明前（第 7 条（2）（力））	日本語・英語	電子データ	
補修計画(案)(概略事業費積算内訳書を含む)	トンガ側実施機関への説明前（第 7 条（2）（力））	日本語・英語	電子データ	
最終調査報告書(案)	2027 年 1 月末日	日本語	電子データ	
最終調査報告書	契約履行期限末日	日本語 英語	CD-R	日英 各 1 部

なお、成果品の詳細な仕様については、機構の定めるガイドラインに従うものとする。

第 9 条. 業務工程計画

本業務はフォローアップ調査を中心とした単一期の業務とし、業務の成果品提出後、検査及び支払手続を経て、2027 年 3 月までに最終支払いを完了するものとする。

業務の主な工程は以下を目途とする。

- ・2026 年 10 月 国内事前準備、調査開始
- ・2027 年 2 月 最終調査報告書の提出

第 10 条. その他の留意事項

(1)安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、当機構トンガ支所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。

また、対象施設の軒天井部の調査にあたっては、高所作業を伴うため、作業員の安全確保の観点から適切な安全対策(足場設置、安全帯の使用等)を講じることとする。

(2)不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

第 11 条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	点検・診断の実施計画（点検・診断の手法、使用機器・資機材、点検時の安全対策や新技術の活用を含む）	第7条. 業務の内容 (1) 事前準備 (イ)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 4.00 人月

(現地渡航回数：延べ4回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙2 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：大洋州地域

2) 語学能力：英語

(4) 現地再委託

本業務では、現地再委託の実施を想定しておりません。

(5) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- トンガ国 国内輸送船用埠頭改善計画準備調査 準備調査報告書
 - https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12237897_01.pdf
 - https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12237897_02.pdf
- トンガ国「国内輸送船用埠頭改善計画」 事後評価報告書（2021 年度）
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1560040_4_f.pdf

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

(7) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA トンガ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予

定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 対象施設の軒天井部の調査にあたっては、高所作業を伴うため、作業員の安全確保の観点から適切な安全対策（足場設置、安全帯の使用等）を講じてください。

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：鉄骨造の港湾施設又は建築施設の補修・改修計画策定に係る調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4－4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上があります(3,410,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	調査作業に係る機材費	第2章第7条(2)	3,410,000円	車両借上費(高所作業車)、足場、ハーネス・安全装置等のt	機材費

				点検作業に必要な機材	
--	--	--	--	------------	--

（４）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙２：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2